

## 災害弔慰金

東北地方太平洋沖地震で死亡された方のご遺族に対して、東松島市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害弔慰金を支給します。

### ●対象となる方

東北地方太平洋沖地震により死亡した方で、被害を受けた当時、東松島市に住所を有していた方のご遺族が対象となります。

遺族の範囲・順位は次のとおりです。

- (1) 配偶者
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母

### ●弔慰金の額

弔慰金の額は、死亡者のその世帯における生計維持の状況により次のとおりとします。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し、災害障害見舞金の支給を受けている場合は、下記の金額から支給済みの災害障害見舞金の額を控除した額とします。

生計維持の状況	弔慰金の額
死亡者が死亡当時において、その死亡に関し弔慰金を受けられることができることとなる者の生計を主として維持していた場合	500万円
その他の場合	250万円

※「当該死亡に関しその方が業務に従事していたことにより支給される給付金その他これに準ずる給付金で厚生労働大臣が定めるもの」が支給される場合、災害弔慰金は支給されません。(警察表彰規則や消防表彰規定に掲げる規則等に基づき支給される賞じゅつ金等)

### ●調査票の受付手続き

#### 【受付開始日時・調査票の配布】

- ・平成23年4月4日(月)～ 午前8時30分から午後7時まで
- ・申請に必要な調査票の配布及び相談受付を開始します。記入いただいた調査票により弔慰金の受給資格を確認し、対象となる方については、後日個別に弔慰金請求に必要な書類を送付いたします。

#### 【調査票の配布及び受付場所】

東松島市役所福祉課前、鳴瀬総合支所

※ 問い合わせ先 東松島市保健福祉部福祉課 TEL0225-82-1111(内線 1172～1174)